



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 10 日（木曜日） 第 601 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1	頁
○指定障害児通所支援事業の廃止（2 件）……………（ “ ） 1	
○林業用種苗生産事業者の登録……………（森林経営課） 2	
○令和 7 年度における建設工事等の特定調達契約 に係る競争入札参加資格等……………（管理課） 2	
○道路の区域の変更（5 件）……………（道路保全課） 3	
○道路の供用の開始（3 件）……………（ “ ） 4	
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（建築住宅課） 4	

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出（2 件）……………（農村整備課） 4	
○土地改良区の定款変更の認可（3 件）……………（ “ ） 6	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………（ “ ） 6	
○県営土地改良事業計画の変更……………（ “ ） 6	
○地図及び簿冊の認証（6 件）……………（ “ ） 6	
○くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚 ）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁 獲可能量……………（漁業管理課） 7	
○公共測量の終了の通知（5 件）……………（管理課） 7	
○開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課） 8	
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 213号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550500252	児童発達支援事業 所リバーサイド	小林市須木下田 9 67- 339	有限会社クリスタ ル	小林市須木下田 9 67- 132	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援、 放課後等デイス ービス

宮崎県告示第 214号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		廃止 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550300398	セカンドスクール	宮崎県延岡市愛宕 町 2 丁目 4-5 K & K ビル 202	合同会社セカンド スクール	宮崎県延岡市富美 山町 512 番地 3	令和 7 年 3 月 31 日	保育所等訪問支 援

宮崎県告示第 215号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000202	新 ビスティス	児湯郡高鍋町大字南高鍋9922－1	特定非営利活動法人ビスティス	宮崎市大字島之内字永池9212番地 102	令和 7 年 4 月 30 日	児童発達支援

宮崎県告示第 216号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1435	右田 悟 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内1331番地	採取精選	幼苗の育成	右田 悟 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内1331番地
1436	黒木 賢 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1900番地 3	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	黒木 賢 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1900番地 3

宮崎県告示第 217号

令和 7 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第69号）第 2 条第 5 号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第 100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 測量（測量法（昭和24年法律第 188号）第 3 条に規定する測量をいう。）
- (3) 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。）
- (4) 地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第 718号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査をいう。）

- (5) 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務をいう。）

- (6) 建築設計業務（建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 7 項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第 1 項に規定する設計等の業務をいう。）

2 競争入札参加資格

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第5条に規定する申請書等（以下「申請書類」という。）を持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和 7 年12月29日、同月30日、同月31日及び令和 8 年 1 月 2 日を除く。午前 8 時30分から午後 5 時まで）受け付ける。

(3) 競争入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880－8501 電話番号0985（26）7176

なお、申請書類は、県庁ホームページ（しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞建設業＞入札参加資格＞令和 6 ・ 7 年度の入札参加資格審査申請について（W T O 随時認定））の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

競争入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、競争入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和 8 年 3 月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年10月以降に予定している令和8・9年度の競争入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者（この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ業種の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 218号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字熊毛多5591番1地先から同郡同町同大字5571番1地先まで	旧	13.5～26.4	283.3
				新	13.5～48.7	283.3

宮崎県告示第 219号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申 566番96地先から同市同町下鹿川同字申 566番95地先まで	旧	5.5～7.9	29.0
				新	8.3～24.6	29.0

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申 566番96地先から同市同町下鹿川同字申 566番96地先まで	旧	6.3～9.9	23.7
				新	6.6～10.0	23.7

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申 566番98地先から同市同町下鹿川同字申 566番98地先まで	旧	6.1～6.5	18.1
				新	6.5～10.8	18.1

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町日平字綱ノ瀬未 465	旧	4.7～5.8	12.1

			番31地先から同市同町日平同字未465番24地先まで	新	9.3～12.9	12.1
--	--	--	----------------------------	---	----------	------

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 140から同郡同村同大字同字1040番130まで	令和7年4月10日

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町日平字綱ノ瀬未 465番31地先から同市同町日平同字未 465番24地先まで	令和7年4月10日

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越野尾線	児湯郡西米良村大字越野尾 215番 1地先から同郡同村同大字同字 215番 1 地先まで	令和7年4月10日

宮崎県告示第 226号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住宅確保要配慮者居住支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地
社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 300	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 300

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	安 藤 謙 一	都城市豊満町1527番地 3
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
理 事	堀 川 登	都城市上長飯町6030番地 4

理 事	神 坂 幸 夫	都城市下長飯町1270番地 2
理 事	森 政 治	都城市早鈴町5054番地
理 事	渡 邊 慶太郎	都城市上長飯町 200番地 4
理 事	野 邊 正 徳	都城市若葉町41号 2 番地
監 事	木 下 和 男	都城市上長飯町5241番地 2
監 事	川 越 達 男	都城市若葉町87号14番地

（任期：令和11年2月18日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	岩 佐 法 雄	都城市早鈴町1539番地 7
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	安 藤 謙 一	都城市豊満町1527番地 3
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
理 事	米 田 孝 行	都城市上長飯町 198番地13
監 事	斉 藤 克 己	都城市上長飯町 258番地
監 事	川 越 達 男	都城市若葉町87号14番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上下水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 代 良 人	都城市下水流町 360番地 1

理 事	二 見 徹	都城市上水流町1199番地10
理 事	新 地 英 雄	都城市下水流町3095番地 1
理 事	皆 吉 洋一郎	都城市上水流町 917番地
理 事	柿 木 茂	都城市上水流町1120番地 1
理 事	中 島 順 一	都城市上水流町2266番地 2
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地 2
理 事	大 石 正 樹	都城市上水流町1164番地 4
理 事	徳 満 成 雄	都城市下水流町3236番地 1
理 事	鶴 田 敏 郎	都城市下水流町3193番地 1
監 事	上 野 信 一	都城市上水流町1058番地 1
監 事	内 村 鶴 雄	都城市下水流町3171番地 1
監 事	宮 丸 代四郎	都城市下水流町3031番地

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 代 良 人	都城市下水流町 360番地 1
理 事	二 見 徹	都城市上水流町1199番地10
理 事	新 地 英 雄	都城市下水流町3095番地 1
理 事	皆 吉 洋一郎	都城市上水流町 917番地
理 事	柿 木 茂	都城市上水流町1120番地 1
理 事	長 友 昭 治	都城市上水流町1209番地
理 事	中 島 順 一	都城市上水流町2266番地 2
理 事	今 村 憲 幸	都城市下水流町3366番地
理 事	今 村 国 勝	都城市下水流町3006番地 2
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地 2
監 事	上 野 信 一	都城市上水流町1058番地 1
監 事	内 村 鶴 雄	都城市下水流町3171番地 1
監 事	宮 丸 代四郎	都城市下水流町3031番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、庄内土地改良区（都城市）から令和 7 年 3 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により稲葉崎地区県営土地改良事業（延岡市、ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月10日から令和 7 年 5 月13日まで

3 縦覧場所

延岡市役所総合農政課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

令和 4 年 7 月 6 日から令和 5 年 3 月28日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字都井の一部

4 認証年月日

令和 7 年 3 月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

令和 4 年 7 月 6 日から令和 5 年 3 月28日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字市木の一部

4 認証年月日

令和 7 年 3 月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

美郷町

2 地籍調査を行った期間

令和 2 年 9 月 9 日から令和 4 年 3 月22日まで

3 地籍調査を行った地域

美郷町西郷田代の一部

4 認証年月日

令和 7 年 3 月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

椎葉村

2 地籍調査を行った期間

令和 3 年 7 月16日から令和 6 年 3 月25日まで

3 地籍調査を行った地域

椎葉村大字大河内の一部

4 認証年月日

令和 7 年 3 月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

椎葉村

2 地籍調査を行った期間

令和 4 年 6 月20日から令和 5 年 3 月17日まで

- 3 地籍調査を行った地域
椎葉村大字大河内の一部
- 4 認証年月日
令和 7 年 3 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間
令和 4 年 6 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 4 認証年月日
令和 7 年 3 月 26 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 7 年 3 月 31 日付けで次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	17.2 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （4 月から 6 月まで）	2.5 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （7 月から 9 月まで）	1.2 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （10 月から 12 月まで）	1.4 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （1 月から 3 月まで）	4.6 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4 月から 12 月まで）	23.0 トン

宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （1 月から 3 月まで）	4.0 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4 月から 9 月まで）	1.7 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10 月から 3 月まで）	1.1 トン

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県延岡市北方町早上
- 3 作業終了日
令和 6 年 7 月 30 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県延岡市北方町早日渡、早日渡周辺
- 3 作業終了日
令和 6 年 3 月 27 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県延岡市北方町
- 3 作業終了日
令和 6 年 11 月 26 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域

宮崎県延岡市北方町

3 作業終了日

令和6年10月11日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（4級水準測量、路線測量）

2 作業地域

宮崎県西都市大字南方

3 作業終了日

令和6年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和7年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡高鍋町大字上江字中嶋 1989番1、1990番1、1991番1、1992番1、1993番1、1994番1、1996番4、1997番4の一部	児湯郡川南町大字川南 13707 河野木材産業合資会社

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第32号

道路交通安全法（昭和35年法律第 105号）第 108条の29第1項、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第1項、宮崎県道路交通安全法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）第41条の規定により地域交通安全活動推進委員として、次のとおり 155名を令和7年4月1日付けで委嘱した。

令和7年4月10日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

地域交通安全活動推進委員名簿

番号	氏 名	住 所
宮崎北地区地域交通安全活動推進委員（25名）		
1	小 林 睦 代	宮崎市阿波岐原町鳥居原
2	岡 元 和 美	宮崎市橘通東
3	荒 川 幸 子	宮崎市橘通東
4	太 田 修 子	宮崎市北権現町
5	山 口 恵 造	宮崎市佐土原町下田島
6	古 賀 恵 子	宮崎市宮田町
7	藤 澤 義 人	宮崎市松山
8	田 中 誠	宮崎市大字新名爪
9	佐 藤 徳 雄	宮崎市大島町原ノ島
10	久 吉 勝 幸	宮崎市大字瓜生野
11	下 田 研 士	宮崎市宮崎駅東
12	古 澤 末 紘	宮崎市神宮西
13	股 野 昭 子	宮崎市平和が丘北町
14	川 越 武 男	宮崎市大字堤内
15	山 鹿 素 幸	宮崎市佐土原町上田島
16	鮫 島 博 男	宮崎市松橋
17	吉 岡 潤 朗	宮崎市佐土原町下田島
18	兒 玉 真 治	宮崎市大字島之内
19	安 藤 久 男	宮崎市山崎町上ノ原
20	河 村 光 一	宮崎市昭和町
21	小 島 通 史	宮崎市稗原町
22	中 田 善 雄	宮崎市船塚
23	比江島 宏	宮崎市東大宮
24	那 須 隆	宮崎市大字島之内
25	角 田 悦 子	宮崎市高洲町
宮崎南地区地域交通安全活動推進委員（20名）		
1	日 高 成 子	宮崎市大字熊野
2	櫛 間 育 代	宮崎市大字恒久
3	西 原 浄 子	宮崎市大塚台東
4	桑 本 エイ子	宮崎市清武町今泉甲
5	長 友 睦 子	宮崎市大字熊野
6	甲 斐 孝 子	宮崎市大字恒久
7	中 川 一 夫	宮崎市大塚台西
8	米 良 久 美	宮崎市大塚町横立
9	高 妻 江里子	宮崎市大字鏡洲
10	森 茂	宮崎市月見ヶ丘
11	島 田 美紀子	宮崎市清武町加納乙
12	長 倉 春 義	宮崎市大字熊野
13	吉 永 由 美	宮崎市大字熊野
14	松 田 大	宮崎市大字熊野
15	酒 井 重 洋	宮崎市田野町乙
16	湯 地 初 男	宮崎市大字跡江
17	吉 永 重 則	宮崎市大字熊野
18	堀 本 典 子	宮崎市古城町南田
19	頼 泉 京 子	宮崎市大塚台西
20	増 元 貴美子	宮崎市清武町木原

番号	氏 名	住 所
日南地区地域交通安全活動推進委員（9名）		
1	杉 富 正	日南市吾田西
2	川 口 一二三	日南市大字酒谷甲
3	渡 邊 倫 章	日南市北郷町北河内
4	後 藤 文 良	日南市大字楠原
5	米 良 浩 之	日南市大字宮浦
6	後 藤 逸 郎	日南市瀬貝
7	川 越 紘 義	日南市大字板敷
8	福 山 秀 幸	日南市南郷町中村乙
9	河 野 孔 秋	日南市大字萩之嶺
串間地区地域交通安全活動推進委員（5名）		
1	内 田 謙 吾	串間市大字西方
2	三 好 多美雄	串間市大字西方
3	児 玉 裕 二	串間市大字西方
4	阿 萬 光 弘	串間市大字市木
5	前 田 忠 利	串間市大字串間
都城地区地域交通安全活動推進委員（22名）		
1	久保田 勝	都城市郡元
2	深 港 清 美	都城市広原町
3	中 馬 久 徳	都城市鷹尾
4	尾 堂 孝	都城市美川町
5	永 友 幸 哉	都城市高崎町大牟田
6	和 田 彰 一	都城市乙房町
7	中 山 恵 子	都城市梅北町
8	佐土平 澄 則	北諸県郡三股町五本松
9	鬼 束 利 男	都城市安久町
10	原 田 恵 子	都城市上東町
11	小田原 司	都城市高崎町笛水
12	大 工 紀 章	都城市下川東
13	下 川 光 男	都城市高城町石山
14	中 原 誠一郎	北諸県郡三股町大字樺山
15	岩 元 定 男	都城市東町
16	小 松 房 人	都城市早水町
17	松 山 千 枝	都城市中原町
18	福 島 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山
19	川 越 正 美	都城市山之口町花木
20	平 嶋 弘 平	都城市前田町
21	迫 田 登志夫	北諸県郡三股町大字樺山
22	前 畑 博	都城市平塚町

小林地区地域交通安全活動推進委員（7名）		
1	平 川 軍 二	小林市南西方
2	内 一 幸	小林市北西方
3	清 水 公 雄	西諸県郡高原町大字後川内
4	伊 藤 榮三郎	小林市堤
5	西 山 洋 子	小林市水流迫
6	加 藤 シゲ子	小林市野尻町東麓
7	ハケ代 朝 子	小林市南西方
えびの地区地域交通安全活動推進委員（5名）		
1	赤 川 一 郎	えびの市大字小田
2	金 丸 重 年	えびの市大字原田
3	上 原 康 雄	えびの市大字大河平
4	吉 田 勉	えびの市大字小田
5	白 石 郁 文	えびの市大字岡松
高岡地区地域交通安全活動推進委員（5名）		
1	松 浦 正 明	東諸県郡綾町大字入野
2	山 口 孝	東諸県郡国富町大字八代北俣
3	杉 元 憲 司	宮崎市高岡町内山
4	中 村 文 明	東諸県郡綾町大字入野
5	山 元 千 秋	宮崎市高岡町浦之名
西都地区地域交通安全活動推進委員（6名）		
1	酒 井 良 子	西都市大字鹿野田
2	井 下 信 一	西都市大字右松
3	中 武 正 文	児湯郡西米良町大字村所
4	斉 藤 良 美	西都市大字藤田
5	江 藤 義 郎	西都市右松
6	長 友 節 雄	西都市大字藤田
高鍋地区地域交通安全活動推進委員（11名）		
1	友 草 孝 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋
2	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南
3	黒 木 元 實	児湯郡都農町大字川北
4	塩 月 一 男	児湯郡都農町大字川北
5	岩 本 嘉 之	児湯郡高鍋町大字高鍋町
6	黒 木 幸 子	児湯郡川南町大字川南
7	緒 嶋 重 秋	児湯郡木城町大字椎木
8	山 崎 洋	児湯郡高鍋町大字南高鍋
9	坂 本 信 子	児湯郡高鍋町大字上江
10	甲 斐 恵 子	児湯郡木城町大字椎木
11	岩 田 博	児湯郡川南町大字川南

日向地区地域交通安全活動推進委員（11名）		
1	鈴 木 克 裕	東臼杵郡椎葉村大字下福良
2	黒 木 清 人	日向市大字財光寺
3	河 埜 敏 彦	日向市美々津町
4	三 浦 一 郎	日向市大字平岩
5	落 合 千 里	日向市鶴町
6	黒 木 洋 子	東臼杵郡門川町南町
7	西 俣 文 子	日向市大字塩見
8	福 良 信 一	日向市東郷町山陰丙
9	中 田 広 喜	東臼杵郡美郷町西郷田代
10	岩 田 仲 生	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野
11	川 崎 聡 志	東臼杵郡諸塚村大字家代
延岡地区地域交通安全活動推進委員（22名）		
1	大 野 康 男	延岡市北方町曾木子
2	柴 歳 治	延岡市北浦町市振
3	吉 村 三枝子	延岡市塩浜町
4	富 山 公 瑞	延岡市川島町
5	小 野 剛 希	延岡市山下町
6	後 藤 博 文	延岡市長浜町
7	山 本 盛 男	延岡市平原町
8	鳥 飼 幸 広	延岡市栗野名町
9	岩 切 重 雄	延岡市伊形町
10	永 田 照 美	延岡市北方町蔵田辰
11	森 口 正 輝	延岡市富美山町
12	林 田 タケ子	延岡市塩浜町
13	梶 本 幸 延	延岡市無鹿町
14	兒 玉 勝 正	延岡市北川町長井
15	富 山 雅 章	延岡市古城町
16	矢 野 純 雄	延岡市北川町川内名
17	梶 原 順 子	延岡市川原崎町
18	石 川 幸 憲	延岡市北浦町古江
19	姫 井 康 弘	延岡市長浜町
20	檜 野 剛	延岡市緑ヶ丘
21	福 永 康 男	延岡市土々呂町
22	黒 木 研二朗	延岡市出北
高千穂地区地域交通安全活動推進委員（7名）		
1	佐 藤 成 志	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内
2	飯 干 徳 男	西臼杵郡高千穂町大字向山
3	富 高 リエ子	西臼杵郡高千穂町大字押方
4	清 田 志穂美	西臼杵郡高千穂町大字田原
5	甲 斐 亮 平	西臼杵郡日之影町大字七折
6	寺 本 俊 文	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所
7	佐 藤 毅	西臼杵郡高千穂町大字岩戸